

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2402055号
令和6年2月5日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は令和5年12月5日付け原管発官R5第203号（令和6年1月19日付け原管発官R5第227号をもって一部補正）をもって、東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、第1206回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合（BWRの保安規定変更に係る基本方針について）（令和5年11月21日）における指摘事項等を踏まえ、運転上の制限（以下「LCO」という。）等を変更することに伴い、関連条文である第66条（重大事故等対処設備）及び第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）を変更するものである。

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- ① 運転管理について、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めるLCO等が、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによる発電用原子炉及びその附属施設の位置、構

造及び設備の内容、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること

Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第１３０６１９８号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第９２条第１項各号を表している。

（１）第８号イからハまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

第８号イからハまでについて、保安規定審査基準は、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備等について、ＬＣＯを逸脱した場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（以下「ＡＯＴ」という。）が定められていること、ＬＣＯ等が許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること等を要求している。さらに、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第８号イからハまでに関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

① 重大事故等対処設備に関するＬＣＯ等の設定について、以下の事項が定められていること

- a. 運転状態に応じて代替機能を有する設備の健全性を確認するなどの要求される措置及びＡＯＴに関すること
- b. ＬＣＯ等が許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること

なお、規制庁は、代替機能を有する設備（以下「代替設備」という。）について、第１２０６回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（ＢＷＲの保安規定変更に係る基本方針について）（令和５年１１月２１日）において、重大事故等対処設備と同程度の耐震性等を有しない自主対策設備をＡＯＴの延長に

用いる代替設備として設定しないようにすることを求めた。申請者は、本申請において、全ての自主対策設備をAOTの延長に用いる代替設備として設定しないこととし、要求される措置等を変更するとした。これに対して、規制庁は、審査において、重大事故等対処設備と同程度の耐震性等を有しない自主対策設備がAOTの延長に用いる代替設備として設定されていないことを確認した。

- ② 予防保全を目的とした保全作業を行う場合の点検対象設備のうち、本申請により要求される措置及びAOTを変更する設備について、必要な安全措置を定めていること